

平成 2 3 年 度

財政援助団体監査報告書

(笛吹市観光物産連盟)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

笛吹市観光物産連盟への補助金に係る出納その他の事務について監査を実施。

2 監査の範囲

笛吹市観光物産連盟に対する平成21年度及び平成22年度に交付された補助金に関わる出納及び事務の執行を対象とする。

3 監査の実施日

平成23年12月19日 午後3時30分から

4 監査の方法

監査の対象となった財政援助団体に係わる下記項目について、笛吹市観光物産連盟並びに産業観光部観光商工課から提出された資料に基づき説明聴取を行った。

- ① 団体の概要
- ② 補助金等実績調書
- ③ 組織図及び名簿
- ④ 負担金補助金及び交付金支出(予定)状況調書
- ⑤ 団体の当年度事業計画書、予算書
- ⑥ 団体の前年度の決算書、財務諸表等
- ⑦ 決算に係わる監事等の監査報告書
- ⑧ 補助金交付要綱及び補助基準
- ⑨ 定款及び諸規程
- ⑩ 出納簿または財政援助団体支出状況調書
- ⑪ 担当課による検査結果報告

5 監査の着眼点

監査にあたり次の項目に着眼し監査を行った。

(1) 所属部局関係

- ・ 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ・ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- ・ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ・ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要が無いか。

- ・ 事業実績報告書の提出を受けたとき、関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しているか。

(2) 団体関係

- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領等は適時に行なわれているか。
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 補助金等に係わる収支の会計処理は適正か。
- ・ 会計処理上の責任体制は、確立されているか。
- ・ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の処理は適切か。

6 監査の結果

提出された書類により説明聴取等を行なった結果、補助事業の執行については、成果が上げられていることは認めるが、補助金交付要綱の内容を十分理解をし、補助金の使途については、今後とも産業観光部観光商工課と十分協議をして、適正な処理を行ない事業を執行すること。

なお、次に述べる事項について、産業観光部観光商工課においては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、笛吹市観光物産連盟にあつては、指導に応じた適切な処置を講じられたい。

指摘要望事項

課・団体名	指摘要望事項	
笛吹市観光物産連盟	①	市の職員が一般社団法人である笛吹市観光物産連盟の業務を兼務していることは、職務上好ましくないので早急に職員の人事等について、出向や派遣等も考慮しながら、総務部人事担当とも協議をして対処すること。
	②	臨時職員の賃金の支払日については、「一般社団法人笛吹市観光物産連盟臨時職員給与規定 第4条」の規定に基づき支払いを行なうこと。
	③	出納簿の記載内容（月日、事業分類、科目等）については、詳細に分類して、誰が見てもわかりやすい内容にしておくこと。

※ 担当課においては、地方自治法199条第12項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について報告をお願いします。